

総務常任委員会

平成14年5月23日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎野呂 民平 ○萬里川美代子 山本 直子
松田 正 森河 昌之 小野 隆雄

2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 助 役 芳村 是
収 入 役 中野 秀樹 教 育 長 栗本 裕美
総 務 部 長 植村 哲男 総 務 課 長 西本 喜一
同 参 事 吉田 昌敬 同 課 長 補 佐 乾 善亮
同 課 長 補 佐 清水 修一 企画財政課長 池田 善紀
企画財政課参事 野口 英治 同 課 長 補 佐 山崎 善之
同 課 長 補 佐 西卷 昭男 税 務 課 長 植嶋 滋継
税 務 課 長 黒崎 益範 教委総務課長 清水 建也
生涯学習課長 水田 美文 同 課 長 補 佐 加藤 保幸
監 査 書 記 藤原 伸宏 会 計 室 長 阪野 輝男

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
ただ今から、総務常任委員会を開会いたします。

（委員長あいさつ）

委員長 審査に入ります前に、今回人事異動に伴います職員の紹介をしていただきたいと思います。

（理事者側より職員の紹介）

委員長 それでは、町長のあいさつをお受けいたします。

町 長 （ 町長あいさつ ）

委員長 続いて、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、萬里川委員、森河委員のお二人を指名いたします。
本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。
初めに、継続審査であります、藤ノ木古墳周辺整備に関することについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

生涯学習課長 藤ノ木古墳周辺整備に関することですが、史跡地の公有化につきましては、代替地に移転していただき、史跡地内の家屋の解体も終わりました、整備を行ったところでございます。

また一方石室内の保存修理事業の保存工学的調査につきましては、3月に実施させていただき、墳丘の構造を解明することを目的としたボーリング調査と石室内の挙動調査を実施したところでございます。

1点目のボーリング調査といたしましては、石室の北側1箇所と石室の玄室の東側1箇所、それと羨道東側1箇所、計3箇所のボーリングを行ったところであります。過去の発掘調査において限界のありました地山の面まで少し下がるところまでボーリングをさせていただ

き、また合わせて土の硬さの調査も実施いたしたところであります。

調査の結果といたしましては、大阪府の羽曳野市にございます5世紀の峯川塚古墳のデータと若干時期的な時差がございますが、また緊急性の有無等諸条件をのせた単純比較をいたしましたところ、この墓丘につきましては、かなり盛り土の作業が丁寧さを欠くものであったと言われております。

その原因といたしましては、造営当時の表土に近い軟らかい土が盛り土内に使用されたと言われております。このことが玄室の大型石室内の加重に耐えられなかったと推定されたところであります。

また過去の調査実施個所に近いところではかなり水分、含水量率が確認され、墳丘及び石室の安定に対して、整備時にこれらの箇所には何らかの処置をする必要があることが分かったところであります。

また一方石室の挙動調査の観測結果でございますが、個々に見ますと1ミリぐらいの動きは観測されていますが、今後長期的なデータの解析により安定性を検討していきたいと考えております。

しかし現時点といたしましては、問題は見あたらなかったところがございます。このことから史跡藤ノ木古墳整備検討委員会に、この等々についてご検討いただくべき現在日程調整を図っているところであります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

次に、その他の審査事項についてであります。6月議会定例会に提出が予定されている議案についてあらかじめ説明を受けることにいたします。

はじめに、①平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についての説明を求めます。

企画財政
課長

（資料1により説明）

規定の予算の総額にそれぞれ3,819万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ85億2,837万7千円とするものであります。

その主な補正の理由であります。歳入では第18款諸収入で消防団員退職に伴う退職報償金199万9千円の受け入れ、第19款町債では、昭和団地内集会所用地購入に伴う集会所整備事業債3,620万円の増額補正であります。

歳出では、第4款衛生費、第2項清掃費、第3目し尿処理費で、昭和団地内集会所用地購入に伴う所要額4,830万円の増額補正であります。この用地の購入につきましては、平成13年3月議会に昭和町自治会から提出されましたし尿処理場鳩水園建設に伴う補償として自治会集会所建設を求める請願書が採択されました経緯を踏まえ、議会の意見を尊重し検討を加え、昭和町自治会の方々の願いに答えていこうとの考えの中で、今般昭和町自治会で用地を探しておられたところ、土地所有者との間で協力の話をまとめられました。そうした中で、土地所有者から早期に買い取ってほしいとの希望もありますので、今回補正予算をお願いするものであります。

第8款消防費、第1項消防費では消防団員4名の退職に伴う退職報償金199万9千円の増額補正であり、第12款予備費では、これらの補正に要する財源として1,210万円の組み替えを行うものであります。

委員長

説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受けいたします。

松田委員

補正予算の中で特に集会所建設用地にかかる補正が提出されておりますが、このことについては13年の3月議会で採択したことについて

ては承知いたしております。ただこの際、今後の取り組みにあたって問題を生じさせないために確認をしておきたいと思うのですが、まずはじめに用地取得を行うという取得予定地の明示がされてしかるべきではないかと思えます。

2つ目は請願書にもあったわけですが、鳩水園の範囲をどの程度されるのかということが、今後対応する上においていろいろと問題を醸し出せかねないと思えますので、この際鳩水園の周辺範囲はどの程度をさすのかということを確認しておいていただきたいと思えます。

次には、今回補正が組まれています昭和町の集会所建設については全額町が負担をして実施する考えであるのか質問しておきたい。

助 役

1点目の今回用地を確保する予定場所の位置図は即提出させていただきます。

2番目の今回昭和町自治会から要望されました鳩水園に対する補償についてのエリアでございますが、これは厚生常任委員会でも説明しておいたわけですが、範囲を決めるとするのは非常に難しい問題があるらうと思っております。従ってこの補償と言いますのは、自治会なり住民の方々が受益を受ける限度、いわゆるどうしても不利益を被るとか影響を来すという限度によって決まってくるのであると、このような説明してまいりました。

こういうことを含めてそういう対象となるおそれのある自治会に対して、補償するかどうか決めていかなければならないとの判断を取っているところでございます。

3番目の全額すべてが補償をもって対応していくのかということですが、今回提出させていただいておりますのは、用地を確保するというところでございます。所有者の方から理解をしていただきまして、用地の協力を得ました。所有者の方から直ぐに対応してほしいという強い要望がありました。誠に申し訳なかったわけですが、こうして補正予算を組まさせていただくということでもあります。この用地は全て町が確保してまいりたいと考えております。

したがって、上に建つ集会所の建設についてはどのような形でやっていくかということは自治会も含め、また議会とも相談しながら進めてまいりたいとこのように思います。

松田委員 今ご説明があったのですが、財産取得の関係については、用地については町が保有するという考え方の説明だったと思うのですが、そうですか。

助 役 今回提出させていただいておりますのは、いわゆる用地を買収するということをございまして、それを全て町が対応してまいりたいということをございます。

松田委員 用地の買収即建設ということになってくるだろうと思うのです。建設後の管理の関係については委託をするのか、あるいは私の承知しているところでは、昭和団地は地縁団体の届けもできていて財産管理の法は整っているということから見ますと、建設後財産を地元昭和町に移管をするのか、あるいは管理委託という形を取るのか、この関係があると思う。その点については明確にしておかなければならないと思いますが、それを明確にするためにはいわゆる鳩水園の補償であるという考え方のところを明確にしておかないと、これは極めて後々曖昧になってくると思う。また近隣の自治会等でこういう申請が出てきた場合の扱いについても大きく左右するだろうと思いますから、かつて住民の善意に基づいてあるいは住民の期待に応じてやりたいという集会所建設が何回か挫折している経緯があるわけです。そういうことを十分踏まえて検討した上に立って、今回その二の舞を踏まないような慎重な配慮をする必要があるだろうと、こういうように思うのです。そのためには鳩水園の対象範囲の関係などについてもある程度明確に住民に説明しうる内容、そして納得していただけるような方法を考えておくことがより必要ではないのかなと思います。

なお、そうしたことと関連して、用地取得をしようとする予算額の

補正を組もうとしている限りにおいては当然予定地はどこであるか、取得しようとする面積はどれだけであるのか、あるいは構想としてどういうふうを考えていくのか、というようなことがあらかじめ提示をされなければ、我々としては貴重な財源の措置について補正を組むことについて安易にうんということとは言えないのではないかと私は思います。そういう意味では極めて取り組み方、提示の仕方について粗暴な面があるのではないかと私は思います。そういったことについて説明してください。

助 役

今松田委員が意見を述べられたとおりでございまして、やはりきちっとした形で対応してまいりたいとこのように思っております。

ただ現時点といたしましては、用地を取得しその後地元へ帰属するかどうかということは、まだ明確に定めておらないわけですが、管理委託の関係そういうことも含めて、明確にしていない状態であります。これをはっきり明確にしていきたいと思っております。ただ昭和町の自治会は地縁団体をもっておられますから、当然自分の自治会で財産取得できます。そういうことを含めて自治会とも協議してまいりたいと思っているわけでございます。

私はこれまで補償として他の地域もこのような形で行ってまいりました。ほとんどが町が土地を購入し、そして町が箱物を建ててきたというのがほとんどでございます。よく考えてみますと、そういうことにするならば、その施設そのものは町のものとなるだろうという判断をしております。そうすれば自治会の補償として渡しているにもかかわらず、斑鳩町全体の持ち物であろうということの判断をいたします。したがって今後こういうものを整理していきたいとこのように思っております。地元に対する補償でございますから、あくまでも事業主体は地元としてやっていただくと、その補償の裏負担として町がやっていくと、それが一番ベターなやり方ではないかなとこのように思っております。そういうことも整理していきたいと思っております。

この件については、自治会と十分相談しながら、今後昭和町自治会においてもまだまだこれをせよということがあるかもしれません。そ

ういうことのないような形で自治会と相談してまいりたいとこのように思っております。

また今言われました近隣等の自治会が20何年経ったときにこうして出され、町がそれをしなければならぬという恐れがございます。そういうことにならないように先ほど申しましたような受認の限度ということを考えて、その限度を越えるということになれば別でございますけれど、そういうことにならないよう自治会と十分話し、また住民とも話して理解を求めていきたいとこのように考えております。

委員長 位置図が出てきましたので配布してもらいます。
担当者から説明をしていただきます。

企画財政課長 まず、位置図でございますが、物件の所在地につきまして、神南3丁目443-3の一部でございます。買収の面積でございますが、予算計上は130坪で計上いたしております。

今後担当課の方で詳細に地権者と詰めましてまた分筆を行った中で、若干の面積の変動があるかと存じますが、今のところ130坪で予算計上させていただいております。単価については坪36万円でございます。

松田委員 議会では採択しているから集会所建設そのものについては反対ではないのです。それで結構だと思う。しかし今説明を聞いていますと、明確にしておかなければならないことが、いわゆる先送りの形になっているように思う。今日まで集会所問題について何回か私も質問をし、是正すべきことを提起してきましたが、斑鳩町に存在する集会所の関係は多種多様に分かれています。取扱が必ずしも一致していないという面が非常に多いと思う。もっとも近い最近の補償の関係であるとするれば、東里でしょうか、これは火葬場の関係で進められている。この扱いと考えてみましても今回のご説明については必ずしも一致していないように思う。そうしますと同じ補償でありながらも後の対応の仕方

はみんなまちまちになってきている。そうするとさらに集会所の扱いそのものがその時その時の都合によって処理されてきて、後で問題を醸し出す。そういう形になってくるように思うのです。

東里の例、あるいは龍田西2丁目いわゆる峨瀬集会所と言われているところですね、この問題もなぜああいうように紛糾して今日まで手付かずな状態になってしまったのか。しかも用地まで確保しながら建設ができない。こういう事態というのは不幸な事態だと思うのです。だからそういうことを避けるためにも、今後地元と調整して行くんだといろいろ言われていますけれど、用地を取得しようとする前提にたって、あまりそういうものについては大筋一致点を見いだしておかないと、後々紛争を起こすことになるのではないか。このように思われますのでこれ以上申し上げても仕方がないと思うのですけれども、今後十分に今ご答弁いただいた内容については精査し、積極的に詰めて後々禍根を残さないように対応してほしい、このことだけ申し上げておきたい。

委員長

今松田委員から提起されたことは非常に重要だと思う。いわゆる集会所建設について今回補償と、今助役も言いましたように時間が相当経っているということですね。30年近い時間が経っている。いわゆる神南地域についてし尿処理場の発端について当時昭和団地と話がされなかった。そういう問題が今日起こって、それから家の下のガス管や水道管という問題が起こって、その金の出すところについて問題があった。その後で集会所建設の請願が展開されたわけです。そういうことは、集会所建設を補償の場合には公共施設の先行投資ということで当町はやってきたわけですね。そういうことで今日来たところがいわゆる補償のないところは遅れると、こういう状況がありまして、しかも補助金額が少ないやないかと実質上建たないということで、1500万円を限度にして、事業費の半分以上ということで建設計画を立てたと。もう1点は大きな場所のコミュニティセンターという中規模の施設をつくるという計画ができましたね。それも財政事情で白

紙に戻った形ですね。そういったものが整理されていないということ
を松田委員は指摘しているのではないかと思います。補償工事につ
いて、このような施設の補償について整理をきちっとしておく必要が
あると、旧神南の場合にも一定の契約書が結ばれております。補償に
ついては高安にいたしましても、今回のいわゆる焼却場についても地
元との契約書に基づいて補償をしているわけです。昭和団地の場合にも
今回補償でやるということであれば、それについてきちっと覚書なり
契約書を交わして、それでし尿処理場関係について特別扱いにする
と、こういうことであれば集会所を建てることと、それからガス管水
道管というものについては、あるいは全面道路などの形状の問題も起
こっていますけれど、きちっとした覚書を補償工事の代価としてする
ということのけじめをつける必要があるのではないかと、そういうこ
とを松田委員が言っているのではないかと思います。

それで一回そういうものを整理していただいて、集会所建設に伴う
補償工事の基本的な考え方というものを理事者側できちっと整理して
いただいてまとめていただく、そのことが町民全体に対して疑問を起
こさないということになると思いますので、その辺をお願いしておき
たいと思います。

委員長 次に、②平成13年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について
(一般会計) についての説明を求めます。

企画財政
課長 (資料2により説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受け
いたします。

(質疑なし)

委員長

次に、③議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び、④議会の委任による町長専決処分の報告について（平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）は、関連のある議案でありますので、併せて説明をお願いいたします。

教委総務
課長

（資料3、専決処分書の朗読及び説明）

このことにつきまして具体的に申し上げますと、斑鳩西小学校におきまして昨年の11月のことですが、第4学年の2クラス合同で総合的な学習の時間の中で、福祉をテーマといたしまして身体の不自由な方の疑似体験をすることによりまして、どういったサポートが必要であるのかなどを身をもって学ぶということを狙いといたしました学習に取り組みました。

その中で目の不自由な方の疑似体験といたしまして、2人1組で1人が目隠しして、もう1人がその介添えをしていたということですが、その際介添え役をしていた児童がその前方に扉があるのにその目隠しした児童を制止せず、その結果、目隠しをしていた方の児童が扉に顔をぶつけて前歯の一部が欠けるという事故が起きてしまったということでございます。

その治療につきましては、ご存じのように日本体育学級保険センターの保険対象となりまして、この保険センターの保険対象内での治療方法によりまして治療をしているという状況でありまして、それに対します保険金は当然降りてくるわけでございます。ところが保護者の方といたしましては、その治療方法では将来歯の欠けた部分を補填した材質が変色してくるということで非常に不安になっておられます。ということで、今回保険の対象外となります色の変化が少ない材質での治療を希望されたということで、今回の損害賠償の請求となったわけでございます。

今回決定させていただきました賠償額は、その将来の治療に係る金額でございます。このことに関しまして、平成14年5月13日に示談が成立いたしましたので、同日付けで専決処分をさせていただきます。

たということでございます。

(資料4、平成14年一般会計補正予算(第2号)についての説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお尋ねしたいことがあればお受けいたします。

山本委員 私が聞かせていただきたいのは、総合学習の中でこういった形の事故があって、しかもその総合学習の中身が身障者疑似体験をとということでこういう事故が起こったということで、そういう意味では非常に重いものがあると思います。

ざっと状況を聞かせていただいただけですのでよく解りませんが学校の責任といたしますか、総合学習を指導されていた状況がどういう形で行われていたのかということについても・・・はっきり言ったら子どもさんが止めることができなかったというご説明がありましたが、目の見えない方がいつでもそういう状況に遭遇しているわけで、そういう意味で言えば扉があったとかなかったとかという問題ではなくて、もっと大きな問題があるのではないかと思うのですけれど、そのあたりが教育委員会、あるいは学校側としてどういう認識をされているのか尋ねておきたいと思います。

教委総務課長 もちろんこういった総合学習の福祉体験ということで、事前にこういった疑似体験をさせる前に十分な説明等を行っておったわけですが、介添え役ということで、どういったサポートが健常児に必要なのかということをおぼせするのが目的でございますので、委員さんがおっしゃるように、そういう今回の結果については非常に思いものであるというふうには私どもも考えております。

ただ、先ほども申し上げましたように2クラス合同でやってもう一人指導者がついて合計3人で指導していたのですが、介添え役の子どもと目隠しをした子どもが普段とても仲が良くて、ちょっとふざ

けて止めなかったということがあったらしいです。その結果こういった事態に陥ったことについて、もちろん介添え役になった子どもも大変ショックを受けているという状況でございますので、それにつきましてはあえて説明をさせていただかなかったのですが、当然このことの反省も含めまして、クラス及び学校の方で今後こういったことのないように十分徹底してやっていくことを再認識しているところでございます。

また私どもといたしましては、こうした事故が起こることによって、総合学習でのこういった取り組みが消極的にならないかという心配もしております、お互いに目を光らせながら積極的に取り組んで行っていただきたいと思います。

委員長

これはいずれにしても事件が起こって、その点については教職員で問題点について総括しているんでしょう。そういうことできちっとやって、そんなことも列挙してもらおうというようにすればより良く私どもも理解ができると思う。それぞれの問題が起こったときには全員で論議して問題点を洗い直すということですね。そういうことでよろしくお願いしておきます。

以上これらの議案については、6月定例会で提出が予定されているということで、本日はあらかじめその説明を受けたということで終わります。

続いて、各課の報告事項として（1）ペイオフ対策についての報告を求めます。

収入役

（資料5－1 斑鳩町公金管理検討会議設置要綱について説明）

（資料5－2 斑鳩町資金管理並びに運用基準について説明）

（資料5－3 基金積立明細表について説明）

委員長

報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(2) 女性相談窓口についての報告を求めます。

企画財政 (資料6により説明)

課長 なお、本相談窓口につきまして、予算審査特別委員会でもご意見があったところでございますが、住民への十分な周知につきましては町の広報紙に掲載、また各公共施設にチラシの配布、各新聞者への掲載依頼を行いますと共に民生児童委員や人権擁護委員の方々にも本相談事業の趣旨をお知らせし、協力の依頼をおこなっているところで、広く周知に努めていきたいと考えております。

次に、5月22日時点での相談問い合わせの状況でございますけれども、問い合わせは6人の方からございました。その内相談予約は4人でございます。相談予約の1人につきましては、すでに5月10日に相談に来られております。残り3人の方は明日24日に相談のため来町される予定でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

万里川委員 先ほど電話でもご相談できるとおっしゃってましたけれど、予約専用電話とは別になるのでしょうか。

企画財政 この相談につきましては、プライバシーの面もありますので、そういうことから専用電話を設けさせていただいておりますので、この電話で相談をしていただくこととなります。

森河委員 この契約の予算措置をやっておると思いますが、その年間通じていくらかかるのかということと、男性の相談窓口を設ける必要があるのかないのか、その点どうですか。

企画財政課長 予算については1回（1日）当たり2万1千円で、22回46万2千円を計上いたしております。

それと、男性の相談ということですが、今のところ無料の相談等がありますので、そこを利用していただきたいと考えております。またそれ以外に男性の方のいろんな人権問題がございます。そうした中で人権問題相談窓口があります。

委員長 次に、（3）公文書の開示及び個人情報に関する運用状況の公表についての説明を求めます。

総務課長 （資料7により説明）

委員長 説明が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 次に、（4）斑鳩町農業委員会委員選挙についての報告を求めます。

総務課長 選挙執行の期日につきまして、過日平成14年7月4日から8月6日までに選挙による農業委員会委員の任期が満了する一般選挙の期日については、平成14年7月7日に統一して行うことが望ましい旨、農林水産省及び総務省から奈良県を通じて通達があり、当町におきましても7月19日に農業委員会委員の選挙による委員の任期が満了になることら、この通達に合わせまして斑鳩町農業委員会委員選挙の期日、すなわち投票日を7月7日とし、この選挙の告示日を5日前の7月2日とする旨、去る5月14日に行われました斑鳩町選挙管理委員会で決定されたところでございます。

またこの選挙の立候補予定者説明会を来る6月18日火曜日午後1時30分から予定いたしております。

なお、この選挙にかかる選挙民への通知につきましては、6月はじ

めに選挙執行のチラシを農家組合を通じまして配布する予定でございまして、その中で説明会等の周知について行ってまいりたいと考えております。

委員長 説明が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(5)斑鳩町消防運営委員会の開催についての報告を求めます。

総務課長 昨年度同様に本年度も6月議会開会中の総務常任委員会の開会日、すなわち6月17日月曜日総務常任委員会終了後、消防運営委員会を開催いたしたいと考えております。委員構成は斑鳩町消防運営規則で委員会の委員が斑鳩町議会議員及び消防団員の内から町長が委嘱することになっており、恒例によりまして総務常任委員の皆さま5名と消防団団長、副団長3名及び分団長3名、計消防団7名合わせまして、合計12名の委員構成で開催いたしたいと考えております。

なお、議長様にはオブザーバーとしてご出席賜りたいと考えております。

改めまして開会時間場所等につきまして後日文書でご案内申し上げますので、委員皆さん方にはよろしく願いいたします。

委員長 総務委員会の打ち合わせの時に当日の2時から開催ということでしたが、皆さんどうでしょうか。

森河委員 正副委員長に一任します。

委員長 それではそのようにご承知の点よろしく願いいたします。
次に、(6)駒塚古墳についての報告を求めます。

生涯学習
課長 遅くなりましたが、パンフレットをお配りさせていただきます。
(パンフレットの配布)

駒塚古墳につきましては、2月の総務委員会におきまして現地を見ていただく中、平成12年度においても墳丘測量及び南側水路における古墳の範囲確認をするための調査を実施、また平成13年度は古墳の基礎データを得るための墳丘部分における調査を行ったところ、その説明をさせていただいたところでございます。

今後平成14年度におきましては、13年度に後円部墳頂部で確認いたしました埋葬施設である主体部についての調査を予定しているところであります。調査方法については国・県とも協議を行いながら進めていきたいと考えております。

なお、駒塚古墳の発掘調査の成果の報道発表につきましては、今月の14日行い、また現地説明会につきましては、18日、19日の2日間開催したところであります。小雨の降る天候でありましたが、約600名の方が参加していただきました。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見等があればお受けいたします。

森河委員 今後調子丸古墳も調査する段階があると思いますが、現時点で特に子どもの事故というものに重点を置くように、補償するということを前提におかないと行けないから。今後古墳周辺に柵等を十分にしていけないと行けないと思う。特に子どもの遊び場がない故にこういう森で子どもの遊び場が出てくるので、その点どのようにされるのか教えていただきたい。

生涯学習
課長 古墳の範囲区画の中で、当然古墳の史跡地を確保させる中では、古墳の管理ということで文化財保護法の中でも謳われておりますので、その辺につきましては十分柵等設置するよう、また設置板についても設置させていただき、十分安全管理に努めていきたいと考えておりま

す。

森河委員　なぜこういうことを申し上げるかといいますと、文化財が何だとかということよりも、町が中にあるのだから、その点は十分どうするか検討されることを望んでおきたい。

委員長　今の問題は非常に難しいと思う。いわゆる古墳は遺産であるわけで、その文化財を町民にどれだけ理解していただくとかという観点が必要でありますし、藤ノ木でもそうですが、古墳公園にするとかというような住民利用のような形の仕方ですね。ただし今森河委員が言われたように事故があっては、一番大事なことですからそういった面についてはきちっと対応するという事だと思ふ。それはあらゆる角度から一定論議して、方針をまとめるということが大事だと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上各課所管に関する事項についても、説明報告を受け了承したということで終わります。

続いて、その他について各委員から質疑意見があればお受けいたします。

山本委員　斑鳩町広報板の設置及び管理に関する要綱というのがあると思ひますが、これを見させていただいたら、管理という観点があまりなくて、利用に関する要綱というような気がするのですが、特に非常に損傷が激しい広報板がよく目に付くのですが、それが年間で管理をしていくとか、手を入れていくとかということについては考えていただけるのでしょうか。

総務課長　年間で3箇所の修繕の予算を計上しております。その中で痛みの激しいところについては優先的に交換をしていきたいと考えております。昨年度は旭が丘の自治会の広報板を交換いたしましたし、他2箇所足の修繕等を行っております。特にぐらつき等があり危険な所を優

先的に修繕していきたいと考えております。

山本委員 年間3件ということで、それはそちらの方でご判断していただいているということですか。45番なんですけど、私はかなり見苦しいと思うのですが、見ていただいてそのような理解はされませんでしたか。

総務課長 早速確認をいたしまして、修繕の必要があれば早急に取り替え等対処してまいりたいと思います。

松田委員 4月17日にふれあい交流センターいきいきの里で、ブラジル記念碑建立の除幕式があったようなのですが、ブラジルの記念碑の建立は何を記念したのか聞いておきたいと思う。

企画財政課長 ブラジルの奈良県人会の創立40周年の節目の年に当たりまして、ブラジル奈良県人会より日本の歴史文化のふるさとであります本町にブラジルの石を寄付したいという申し出がございましたので、それにしたがつたものでございます。

松田委員 県人会というのはいくらでもあちこちにあると思う。なぜブラジルの記念碑などというものが建立されて、しかもそれがどういうことで建立されたのか、何を記念するのか、一切に明らかにされていないままに建立されたということですね。そしてこの関係は総務にかかわる問題のようですから、当日の除幕式には正副議長、総務正副常任委員長が参加予定されているということではありますが、私の記憶では一切こういう関係について総務委員会でお聞きしたことはございません。そして建立そのものの意味がよく解らないのですが、建設費の関係は聞くとところによると斑鳩町が全額負担をしているようですが、いくら負担をしたのでしょうか。

企画財政 記念碑の設置費でございますが70万円でございます。

課長

松田委員 この70万円というのはどこから支出されたのですか。

企画財政課長 平成14年度予算の企画費の中の工事請負費から支出いたしております。

松田委員 これは予算書から見て、工事請負費から出したと言われていますが、59ページにはインターネット庁内ネットワーク整備等工事という説明があるのですね。そこで273万4千円の中から70万円の建設費が含まれていたのかということにつきまして、しかも14年度の関係について、私どもも予算委員会に参加いたしましたけれども、一切そういう説明はない。あえて再度見直してみますと、それらしいものは58ページの記念碑引き渡し式典開催業務委託料3万円が掲載されている。ここで私は言いたいのですが、いろいろな記念碑をしていく、そして事業をして石碑を建てる。これは恒久的なものだと思うのですが、そういうものが予算書の中に工事負担金でありますとかで、内容が明らかにしないままに計上されて使われている。こういう関係について一体どうなのか。

予算編成の段階で既にそういうことが決定されているとすればなぜそういうことを説明してくれないのかという疑念が残ります。しかもずっとその経緯を見ているのですが、委員会には積極的にこのことについて説明しようとする状態は一回もありません。しかもそのことについて広報その他の関係について町民に知らしめるという手だてが一切講じられていません。しかもここにこういうものができている。まったく不可思議な取り扱いであると思う。今日のような財政で非常に透明性と言われていながら、こういうところに隠れた支出というものが行われているような気がして仕方がない。こういうことについて町はどのように認識しているのか。こういうことは当たり前なのか。ということについて聞きたいし、工事請負費とかの関係でそういうこと

に支出ができることになりますと、そういった関係について全て内容を明らかにしてもらわないといけない。しかも所管の委員会で実際説明がない。こうゆうような関係で果たしていいのでしょうか。私はその所に疑問がある。はっきりとしてもらいたいと思う。

企画財政
課長

まず予算計上につきまして、予算書のご指摘がありましたように59ページのように支出いたしております。松田委員から指摘がありましたように新しい事業につきましては事業名を入れて、その予算額を説明の方に加えるべきであると反省しております。

なお、建設事業の内容につきまして予算の時に各議員さんに予算関係参考資料を配付させていただいております。その中で平成14年度普通建設事業費明細書というのがございます。ここにつきましては、平成14年度で実施します普通建設事業費について書かさせていただいておるわけですが、ここには今ご指摘がありました件につきまして、ブラジル記念碑建立として90万4千円を書かさせていただいております。そうした中で今ご指摘がありましたように予算審査特別委員会の中におきまして、また本総務委員会の中でも総務部長等の予算概要説明の中ではご報告申し上げておりませんでした。これにつきましては、単年度でありますけれど新規事業であり、全て住民にかかわりのあることですので、今回のことを踏まえそういうこのないよう十分意を持って対処してまいりたいと考えております。

松田委員

今説明がされてから建設事業明細書のところに工事費の関係が書いているとのことですけれど、私はこの予算書の概要という関係をいろいろ見てもそういったことは一切出てこないのですよね。そうしてあるところに記載されていますと、しかも所管は総務である。総務外の所に記載されている。というよな関係のものはどうなのか、全く私はこの行政に対して財政的な運用の問題について不信感を抱かせる最たるものだと、こういうように思えて仕方がないのです。こういうことが今模範とすべき内容としてまで言われている斑鳩町がこういう

実態である。ということを示されて本当に我々こうして黙っていいのだろうか。ということで、このことについては総務担当者にも敢えて私は申し上げたことがあります。そして場合によっては総務委員会でもそのことを指摘したいとこう言いました。総務委員会でも留まらず本会議でもそういう関係について明らかにする必要があったのかなというように思うのですが、今日もそういうことが行われたという報告は一切行われていません。しかもその上正副議長と総務常任委員会の正副委員長の参加を求めて事足りるとしている。そして全くどこに記載されているか解らない70万円が支出されている。しかもそれらしい状態というのは、記念碑引渡式典開催業務委託料、これはこの関係でないのですか。もしこの関係であるとするこのことに支出している関係というのは70万でなくて73万円、内訳を明らかにしているのは3万円だけであるというふうに言わざるを得ないと思うのです。こういうことは所管の委員会に対してどう皆さんは説明するのか、あるいはそういう説明が必要でなかったというのだろうか、あるいはこういう財政の運用の仕方、明らかにすべきものは当然1000円でも明らかにしている状態でありながら、こういうことになると工事費等という関係で建設されている。しかもそのブラジル記念碑建設という関係について参加者の関係を見てみますと、斑鳩町が率先してやらなければならない状態、斑鳩町で建設費を負担しなければならないというもっともらしい関係、しかも斑鳩町がブラジルとどういう関係にあるのか、という関係などについて全くないにもかかわらず、こういうものが建設されている。ということについてどう説明するのか、私は納得ができない。しかも会長というのが、いわゆるブラジルの奈良県人会の関係者で宗協名誉会長、奈良県外の海外協会の関係が萩原善之助が会長をする、それが副会長である。聞いてみますと小城町長も副会長を兼ねてやっておいでになる。そういう関係で全員丸ごとかかまえて、ここで建設をとったという経緯を聞きたいと思う。ところがこういうことを避けて、なぜ斑鳩町にこういう関係になったのか、しかもその予算内容たるや全く表に出ない関係になっている。という

ことについて正しいのかどうか、私は全く納得できない。担当者は命じられてしているのでしょうけれど、こういう関係は本当にいいんでしょうか。むしろこういうことであるとするならば、これからこういう関係のものについてより明確にしてほしいと思うし、余談でありますけれども私には消防の関係について質問したことがあります。いろいろ精査していくほど、あれはここに入っている、そこに入っている、どうだこうだといろいろありまして、あまりにも広がった状況でありますから、私的に担当者などとの話をしましたので、敢えてその後取り上げていません。しかしこういうことが非常に不明確である。しかも会計が一般会計であって見たり、水道事業会計であって見たり、非常に交錯している問題はなおさらそうです。そういうことで我々審議してきた過程からいきますと全く形式的に終わったのではないだろうか、こういうふうには思わざるをえないし、そういう面では自責の念に駆られているのです。しかも町民に説明できないような経費の支出というのはここにあるのでしょうか。もっと胸を張って斑鳩町だからという関係があっていいと思う。こういうことがなぜこういう形で取り扱われていこうとしているのか、こういうことについて明確にしてほしいと思う。

助 役 松田委員のご指摘でございますが、当初予算の時にきちっとした内容で説明をすべきだったと考えております。申し訳なかったと思うわけですが、ブラジルの40周年創立と斑鳩町とは何ら因果関係はないわけでございます。そういうことからしてもやはり十分な説明をすべきであったと、このように思っております。

しかし、現在いきいきの里においてブラジルの記念碑が建っているわけでございます。そうしたことでこれについては反省をしなければならない。今後このようなことがないようなかたちで説明してまいりたい。そして了承の中で進めていきたいとこのように思います。ご指摘のことを謙虚に受け止めていきたいと考えております。

松田委員 少なくともこの関係については、先ほども言いましたように、県の海外協会の関係とか、県人会の団体の関係に会長あるいは副会長あたりに通知することについて、せめて斑鳩町がたとえばそれなら場所の提供をしますと、そういうことにあったとしても費用まで全額を負担しなければならないということではないと思う。斑鳩町は費用を負担してまでやるほどの関係にあるのかということがひとつあるわけですが、それを最終的にやっていくと言える状態ではないと思う。せめて関係者の負担割合にしようということにして、費用を出し合いして場所の提供をした。ということぐらいのことを考えてもいいと思うのですが、なぜ丸々斑鳩町が負担をしているのか、建設しなければならなかったのか、全くその理由がない。しかも町として建立したはずなのです。町長個人の関係でないと思う。だからこそ50人からの関係で、しかも副知事も参加しているのです。こういう大々的に参加者があって、各代表を集めてしているわけです。しかしこんなやり方はないと思う。単なる釈明だけでいいのかどうか。どうしても納得できません。後は委員長に任せます。

委員長 少し休憩をします。（午前10時30分）

委員長 再開いたします。（午前10時55分）

休憩前にブラジル記念碑については一定の意見が出まして、それで助役の答弁もいただきました。さらに委員よりご意見がございましたらお聞きしたいと思う。

森河委員 私がいつも執行側に話するように、予算に載っているから執行したんだという考えは安易だと思う。それまでにいく段階に斑鳩のいきいきの里というところに建立されておる。まして4月の何日にやって予算通ってから直ぐやっている。それまでに石を刻むのに半年ぐらいかかっていると思う。その設置場所、それぐらいは総務委員会に報告しておくべきだと思う。

私が申し上げておきたいのは、助役が今後ああいうようにきちっとやっていくということで、町長が不在だけれども言われたけど、その中でせめてこの場所でここでこういうものを建てますと、それから予算に入っていく問題だと思う。

たとえば天皇陛下が来られる。それが奈良県から議会にみんな案内が来ている。せめて斑鳩の選んだ議長と委員長と副委員長と、話を聞いていれば言ってもらってありがたい話だと思うが、議会の14人ぐらい案内ぐらい出したらどうやの。しょうもないことにやって、肝心な記念碑というものに対して、ここに記念碑が建っているという誇りを持ちたい。出席するかしないは別だ。そういう気持ちが抜けているような気がする。

それから予算を使う使わないでどういう論議が出るか解らないが、後先になっているから余計に問題になっている。そういうことで今後先ほど助役が言ったように報告していくということは十分解っているから、今後十分な精査されて取り組んでいただきたいということをお願いしておきたい。

山本委員 前回の総務委員会は私が委員長で、予算委員会も委員長をさせていただきました。その立場から申し上げますと、やはりしかるべきご説明をいただいております。正直な気持ちでございます。

斑鳩町が建立していくという経緯についてご説明がなされなかったということについては問題が残ってこようかと思えます。

私もお招きいただきまして、参加をさせていただきましたが、参加した中でようやく建立していく経緯については聞かせていただいたということですので、やはりご説明を総務委員会でしていただくべきだったと考えます。

松田委員 記念碑の建立をさせていく経過、理由というものが不明である。ということが明らかにされていないということ。なぜ建立費を全額70万円ほど調達させなければならなかったのかについての説明もない。

さらにこの建立について総務常任委員会に一切の説明がないばかりか、予算審査特別委員会においても一切行われていない。こういう状態で70万円の支出についても先般関係者の各自治体のいわゆる均等配分がなぜ行われなかったのでしょうか。そういう関係等々が曖昧である。こういう財政支出というものが許されていていいのだろうか。ということについて疑問に思うし、そのことが総務常任委員会について重大な問題であるように思う。その上に立って今後この問題についてどう調査、釈明をするのかということについて明らかにしてほしいし、このことについては町民自体にも全然明らかにされていない状況にあると。このことから見て極めて取り扱いが理解しにくい問題だという指摘をしておきたいと思う。

議長 私も今まで総務委員であって、かつ議長ということで先般の除幕式の招待を受けてまいりました。内容も全く解らず、山本委員がおっしゃるのとおりで、それを知らないということに対しては自分の落ち度ですので、その時の感想というのを述べさせていただきたいと思います。

当日私が一番不思議に思ったのは、施工業者に対して町長から感謝状……。なぜ町長なんだろうかなど、梅崎さんという方が建てられてあくまでも町があつた場所を提供しているというだけだと、あの時点まで思っておりました。だから今となつては確かに70万という経費を使って業者に施工をお願いしたのだから、町長からの感謝状だったらこれは確かに拒否してらるんでしょう。これはまったく議会もちろん町民を無視したような執行側のやり方だったと、強く反省してほしい。でないと議会でこれから何も審議していけない。それだけ重要な問題であると私は議長として敢えて発言させていただきます。

委員長 だいたい今聞いていただいて、それぞれの委員さんは冗談やないと、ですから予算を組んだという理由は、執行する時にはその事業について十分説明すると、報告すると、審議を行うようにすると、そういう

ことをしてもらわないと全く困るということですね。

非常に難しい点があります。たとえば経緯についての説明をしてほしいと思う。町長が居なくてできないわけで、助役も詳しく言えないと思う。今後はこういうことはいたしませんということは答弁いただいているのですが、それについては問題点について新規事業等について議会で論議すれば、町長もそれらの意見を聞いて斟酌して、考え方を変更するかということができると思うのですが、まったく議会に隠してやれば助役以下下の者がなかなか町長がやるとなるといいにくいと思う。そういったことが大きな間違いにならんように皆さん方自身も気を付けていただかないと行けないと思う。

その辺総務委員会として予算執行全体において大きな間違いをしないよう、特に金の問題等について不祥事を起こしたら具合悪い。委員会については金の使い方等については全て明らかにしていただくということを厳守していただかないと、報告することとしないことがあるというようなことは、厳に謹んでもらいたいというように考えております。

ひとつそういった点で皆さんそれぞれ意見言われたとおりで、十分その辺を町長に報告していただいて、今後対応していただきたいと思っております。

助 役

各委員さんからご指摘になられたこと。この支出負担行為は私の決裁内の権限であり、その時にも気がついて対応すべきであったと思っているわけでございます。また松田委員ご指摘のように町民にこのことについて理解していただくために、広報紙等において説明し啓発してまいりたいと考えております。

私どもが議会を軽視することや、また隠して行うことは絶対すべきでないと思っておりますので、我々としても隠してやることはしない。何事もやはりガラス張りの中で議員さんにご協議しながら対応してまいりたいと思っております。今後はこんなことのないようにしてまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

委員長 その他についてもこれをもって終了いたします。
 本日の案件については、これをもってすべて終了いたしました。
 なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、委員長にご一
任いただきたいが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 ありがとうございます。
 それでは、閉会にあたり町長のあいさつをお受けいたします。

助 役 （ 助役あいさつ ）

委員長 これをもって委員会を終了いたします。（午前11時14分）